



「Vamos」とは、ポルトガル語やスペイン語で“一緒に行こう!”または“~しよう!”と誘う意味で、日常会話で気軽によく用いられる言葉です。

パートナーはあなたのことを大切にしていますか？

DV(配偶者や恋人などからの暴力)とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、様々な暴力で相手を支配しようとする行為です。

もし今、あなたがDVで悩んでいたら、勇気を出して相談してみませんか。
ひとりで悩んでいた時に気づかなかった解決方法が見つかることがあります。

- 身体的暴力… 殴る、蹴る、物を投げる、つきとばす、刃物でおどす など
- 精神的暴力… 無視する、人格を否定するような暴言を吐く、どなる など
- 性的暴力… 性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要 など
- 経済的暴力… 生活費を入れない、借金をさせてお金を取り上げる など
- 社会的暴力… 常に行動を監視する、友人との付き合いを制限する など



- 子どもがDVを目撃することは『児童虐待』にあたります!
子どもの心は深く傷つき、心身の症状があらわれることもあります。
また、暴力的なコミュニケーションを身につけてしまうことがあります。
- お友達や知り合いがDVで悩んでいたら、身近な相談窓口にご相談するよう勧めてください。



高崎市DV電話相談

主な支援内容… ●DVについての相談 ●無料の法律相談 ●緊急時の安全を確保するための相談 ●保護施設の利用についての情報提供や助言 ●行政サービスや福祉制度の利用についての支援 ●保護命令制度についての情報提供や申立書の作成支援 ●民間支援団体と連携した同行等の支援

相談専用電話 **027-381-6223**

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)
- 電話による相談(随時受付)
- 面接相談(電話による事前予約が必要)



高崎市男女共同参画センターからのお知らせ

男女共同参画相談

男女の就労や社会参加、DV、セクハラ、女性・男性であるがゆえに生きづらさを感じている方などの相談を受け付けています。
あなたの思いに寄り添い、自分なりの答えや新たな選択肢を見つけるお手伝いをします。

相談専用電話 **027-329-7119**

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)
- 電話による相談(随時受付)
- 面接相談(電話による事前予約が必要)

弁護士による無料法律相談

雇用問題、離婚、DV等面談により弁護士から直接アドバイスが受けられます。(市内在住か在勤、在学の方。1件につき30分、定員6人)

予約受付電話 **027-329-7118**

- 原則毎月第3火曜日 午後1時～午後4時
- 面談のみ(電話による事前予約が必要)

令和5年度男女共同参画センター事業予定

- | | | | |
|----------------|-----|----------------|-----|
| ● 男女共同参画推進講演会 | 6月 | ● 初めての一人暮らしごはん | 7月 |
| ● 再就職支援セミナー | 9月 | ● 女性の健康講座 | 10月 |
| ● 子育て中の方の仕事相談会 | 11月 | ● 親子クリスマス料理教室 | 12月 |
| ● 暮らしのマネープラン講座 | 1月 | ● 女性のための創業セミナー | 2月 |

編集 高崎市 市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター(市民活動センター「ソシアス」内) 〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2

TEL: 027-329-7118

e-mail: danjokyoudou@city.takasaki.gunma.jp

発行 令和5年3月15日

高崎市 男女共同参画 検索

高崎市人権男女共同参画課のホームページでは、男女共同参画に関わる様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



CONTENTS

- 産後パパ育休制度がはじまりました
- パートナーはあなたのことを大切にしていますか？
- 第5次男女共同参画計画を策定しました
- 男女共同参画センターの主な事業紹介
- たかさき元気サポート事業をご存知ですか？
- 男女共同参画センターからのお知らせ

産後パパ育休制度がはじまりました

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別通知・意向確認の措置の義務化などを促進するため、育児・介護休業法が改正されました。

育児休業はどんな制度？

出産から原則1歳まで取得できる制度です。
(保育所に入所できないなどの場合は2歳まで)

育児休業の取得率はどれくらい？

令和3年度では女性が85.1%、男性が13.97%です。男性は上昇傾向ではあるものの、女性に比べ低い水準です。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)

男性も育児休業がとれるの？

出産した女性(母親)だけでなく男性も育児休業を取得できます。また、新制度の産後パパ育休と、これまでの育児休業は併用できます。

会社に制度がなくても取得できるの？

法律で定められた制度のため、要件を満たした場合は育児休業を取得できます。会社は育休の申出を拒むことはできません。

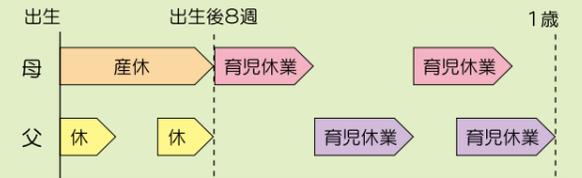
育児休業と取得するメリットは？

出産後、初めての育児に心身共に不安定になることもあります。赤ちゃんの授乳やおむつ替えなどやることはたくさんあり睡眠時間の確保も難しくなります。男性(父親)が主体的に育児にかかわることで、産後ケアにつながるだけでなく、ワンオペ育児から脱却できます。会社側も取得を促進することで、優秀な人材確保やイメージアップにつながります。



例えば、こういった育休が取得できます。

- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになります。
- 産後パパ育休中でも一部就業することもできます。(労使協定と個別合意が必要)
- 1歳までの育児休業も2回に分割して取得できるようになります。
- 産前産後休業期間には、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。
- 育児休業中は、社会保険料が免除されるので、手取り収入は休業前の8割ほどとなります。



出生時退院時等 + さらにもう1回
産後パパ育休 新設 (分割して2回取得可能)

夫婦が育児休業を交代できる回数が増える
夫婦とも分割して2回取得可能